

第2章 環境基本計画

「君津市環境基本計画」は、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成27年3月に策定した「第2次君津市環境基本計画」が令和5年度で計画期間が終了したことから、新たに令和6年から10年間を計画期間とする「第3次君津市環境基本計画」を策定した。

第3次計画では、20年から30年後に実現させたい環境を、本市が目指す環境像【**き** 清らかな **み** 水と緑が **つむぐ** 環境グリーン都市 きみつ】と設定し、取組項目を環境問題に特化したものとした。

また、市（行政）、市民、事業者の各主体がそれぞれの責務や役割を理解し、連携しながら、豊かで貴重な環境を次の世代へ継承していくことを目的としている。

1 計画の位置付け

当該計画は、君津市環境保全条例第8条の規定により策定するもので、君津市総合計画や市民アンケートを踏まえ、市民、事業者、市（行政）の役割を定め、三者協働による環境保全を目指す。

2 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

3 役割

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが自分のライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省エネルギーに努めるなど、環境に配慮した生活へ転換を図るため、環境の保全と創造のための取組に積極的に参加する。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減し、地域社会の一員として環境の保全のための社会的責任を果たすことが求められる。

また、省エネ製品の普及や簡易包装製品の販売など、事業者が先頭に立って市民のライフスタイルを変革していくことも期待される。

(3) 市（行政）の役割

市は、目標を達成するための施策を着実に実施する。

実施に当たっては、市民、市民グループ、事業者と連携し、民間の取組を積極的に支援するほか、必要に応じて近隣市のほか県や国と連携を図り、施策を進めていく。

4 令和6年度の実績

環境に関わる様々な施策を効果的に進めていくためには、計画の進行状況を把握・評価し、その後の施策に反映させることが必要である。

市の令和6年度における取組実績は表2-1に示すとおりで、A評価（目標を達成している又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる）の割合は全体の約94%、B評価（目標を達成していない、又は目標の達成に向けた進捗が少し遅れているが、計画最終年度には目標を達成する見込みである）が約6%となった。

(表 2-1) 市の令和 6 年度における取組実績

施策	施策の柱	件数	A	B	C
1-1	(1) 省エネルギーの推進	3	3		
	(2) 再生可能エネルギー利用の推進	3	3		
	(3) 交通の脱炭素化の推進	2	2		
	(4) デジタル技術の活用の推進	1	1		
1-2	(1) 気候変動影響の把握	2	2		
	(2) 適応策の普及啓発	1	1		
	(3) 自然災害への対策の強化	3	3		
2-1	(1) 大気汚染の防止	2	2		
	(2) 水質汚濁・地下水汚染の防止	3	3		
	(3) 騒音・振動・悪臭・地盤沈下の防止	4	4		
	(4) 各種事業場の監視	3	3		
2-2	(1) 不法投棄の防止	2	2		
	(2) 環境美化の推進	4	3	1	
	(3) 有害鳥獣対策の推進	2	2		
3-1	(1) ごみの発生抑制	3	3		
	(2) 再資源化の推進	3	2	1	
3-2	(1) ごみ排出ルール of 適正化	1	1		
	(2) 廃棄物の処理体制整備	1	1		
	(3) 災害廃棄物の適正処理	1	1		
4-1	(1) 緑地の保全・緑化の推進	4	3	1	
	(2) 農地の保全と環境負荷の低い農業の促進	4	4		
	(3) 地産地消の促進	2	1	1	
4-2	(1) 生物多様性保全に関する情報提供	3	3		
5-1	(1) 環境教育・学習の推進	4	4		
	(2) 環境に関する情報発信	2	2		
5-2	(1) 主体間連携・自治体間連携の推進	3	3		
合計		66	62	4	0

備考：A（目標を達成している又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる）、B（目標を達成していない、又は目標の達成に向けた進捗が少し遅れているが、計画最終年度には目標を達成する見込みである）、C（未実施）の 3 段階で評価